

令和元年 6 月定例会

議案の概要

(条例、一般議案関係)

1 条例 61件

第93号議案 佐世保市税条例の一部を改正する条例制定の件

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割を導入するとともに、現行の軽自動車税の名称を軽自動車税種別割に変更し、軽自動車税種別割において、一定の環境性能を有する軽四輪車等の税率軽減の延長などを行うもの

《主な内容》

(1) 軽自動車税環境性能割の導入

自動車取得税（県税）を廃止し、新たに軽自動車税環境性能割が創設される。

車両区分			税率	
	排ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車等			非課税	非課税
乗用車	ガソリン車 ガソリンハイブリッド車 (H17 年排出ガス基準 75%低減達成)	H32 燃費基準+10%達成		
		H32 燃費基準達成	1.0%	0.5%
		H27 燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%
軽量車（2.5 t 以下トラック）		H27 燃費基準+20%達成	非課税	非課税
		H27 燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%
		H27 燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%
上記以外の車	2.0%			

※税額＝車両の取得価額×税率

※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された自家用乗用車は、税率を1%分軽減される。

※賦課徴収は当分の間、長崎県が行う。

(令和元年10月1日から)

(2) 軽自動車税種別割の税率軽減（グリーン化特例）の延長

イ 令和元年度・令和2年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、当該取得の翌年度分に限り、現行同様の措置を適用する。（対象車に応じて概ね75%・50%・25%軽減）

ロ 令和3年度・令和4年度に新規取得した軽四輪車等（自家用乗用車）のうち、電気軽自動車・天然ガス軽自動車に限定して、当該取得の翌年度分に限り、概ね75%の軽減措置を講じる。

(財務部資産税課)

第94号議案 佐世保市手数料条例の一部改正の件

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可に係る審査手数料を改定するとともに、建築基準法の一部改正による用途規制の適用除外に係る手続きの合理化などに伴う審査手数料を定めるもの

《危険物の貯蔵所の設置許可に係る審査手数料の改定》

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査手数料

危険物の貯蔵最大数量	改定額
1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満	158 万円 → 159 万円
5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満	194 万円 → 195 万円
10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満	226 万円 → 227 万円

《建築基準法の一部改正による審査手数料》

(1) 用途規制の適用除外に係る手続きの合理化によるもの

項目	手数料
用途規制に適合しない建築物で、新築時に特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の再許可申請	12 万円
用途規制に適合しない建築物で、政令で規定された日常生活に必要な建築物の特例許可申請	14 万円

(2) 建蔽率規制の合理化によるもの

項目	手数料
壁面線の指定等がある建築物の建蔽率に関する制限の適用除外許可申請	3 万 3,000 円

(3) 既存建築物を一時的に他の用途で使用する場合には制限の緩和によるもの

項目	手数料
建築物の用途を変更し、一時的に興行場等として使用する場合は制限の緩和に係る許可申請	12 万円
建築物の用途を変更し、一時的に特別興行場等として使用する場合は制限の緩和に係る許可申請	16 万円

(財務部財政課)

(消防局予防課)

(都市整備部建築指導課)

第 9 5 号議案 佐世保市印鑑条例の一部改正の件

印鑑登録において、旧氏（旧姓）での登録ができるよう所要の改正を行うとともに、条文中の文言整理を行うもの

(市民生活部戸籍住民窓口課)

第 9 6 号議案 佐世保市火災予防条例の一部改正の件

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項を追加するとともに、条文中の文言整理を行うもの

(消防局予防課)

**第 97 号議案 佐世保市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例制定の件**

地方自治法施行令の一部改正による権限移譲に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備
及び運営に関する基準を定めるもの

(保健福祉部障がい福祉課)

第 98 号議案 佐世保市霊園条例の一部改正の件

使用実績に鑑み、行商、写真撮影等に係る一時使用料を廃止するもの

(保健福祉部生活衛生課)

**第 99 号議案 佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正の件**

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子生活支援施設の心理療
法担当職員の資格要件の規定を明確化するもの

《内容》

資格要件の規定中の「大学」に「短期大学」を含まないことを明確化したもの

(子ども未来部子ども政策課)

**第 100 号議案 佐世保市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正の件**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等
における連携施設の要件を一部緩和し、経過措置を延長するとともに、家庭的保育事業におけ
る食事提供に関する経過措置についても延長するもの

《内容》

(1) 連携施設の要件の一部緩和

- イ 家庭的保育事業者等における卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著
しく困難な場合は、一定の条件のもと連携施設の確保を要しないものとするもの
- ロ 満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長
が適当と認める場合、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を要しないもの
とするもの

(2) 連携施設に関する経過措置の延長

連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると市が認め
るときは、平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間は連携施設を確保しないことができるとし
ている現行の経過措置の期間を 10 年間に延長するもの

(3) 家庭的保育事業における食事提供に関する経過措置の延長

家庭的保育事業の認可を得た施設（家庭的保育者の居宅以外での実施に限る。）に
ついて、平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間は食事の提供、調理設備の設置及び調理員の
配置を要しないとしている現行の経過措置の期間を 10 年間に延長するもの

(※家庭的保育者の居宅で実施している場合の経過措置は既に規定あり)

(子ども未来部子ども支援課)

**第 1 0 1 号議案 佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正の件**

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に規定している研修の実施者を追加するもの

《内容》

都道府県知事 → 都道府県知事又は政令指定都市の長

(子ども未来部子ども育成課)

第 1 0 2 号議案 佐世保市立幼稚園条例の一部改正の件

在園児の充足率に鑑み、令和 3 年 3 月末をもって天神幼稚園を廃止するもの

(教育委員会学校教育課)

第 1 0 3 号議案 佐世保市基金条例の一部改正の件

森林環境譲与税を森林整備に関する施策等の財源に充てるため、森林環境譲与税基金を創設するもの

(農林水産部農林整備課)

**第 1 0 4 号議案から第 1 5 3 号議案まで 別紙「受益者負担適正化・消費税関係議案一覧表」
のとおり。**

2 一般議案 7 件

第 1 5 4 号議案 工事請負契約（変更契約）締結の件

当初想定していなかった軟弱な土の改良に伴い契約金額を増額するとともに、工期を延長するもの

- (1) 工事名 俵ヶ浦半島公園（仮称）造成工事（平成 30 年 6 月定例会・12 月定例会議決）
- (2) 相手方 西部工建・谷山建設・若狭建設共同企業体
- (3) 変更内容

①契約金額 4 億 1,429 万 1,240 円 → 4 億 2,035 万 8,840 円
(606 万 7,600 円増)

②工期 平成 31 年 8 月 30 日まで → 令和元年 10 月 31 日まで

(都市整備部公園緑地課)

第 1 5 5 号議案 工事請負契約（変更契約）締結の件

防波堤上部工の形状変更や、付属工の追加などに伴い契約金額を増額するもの

- (1) 工事名 口木地区水産基盤整備工事（平成 30 年 6 月定例会議決）
- (2) 相手方 西海建設・大栄開発・村上建設共同企業体
- (3) 変更内容 契約金額 3 億 7,950 万 120 円 → 4 億 1,999 万 2,560 円
(4,049 万 2,440 円増)

(農林水産部水産課)

第 1 5 6 号議案 制作請負契約締結の件

- (1) 契約名 福井洞窟ガイドンス施設（仮称）展示制作

- (2) 契約方法 制限付き一般競争入札
- (3) 契約金額 1億7,380万円
- (4) 相手方 株式会社丹青社
- (5) 履行期間 令和2年3月31日まで

(教育委員会文化財課)

第157号議案 佐世保市有財産取得の件

- (1) 財産の種類 大型パッカー車
- (2) 取得価格 3,080万円(2台)
- (3) 契約方法 指名競争入札
- (4) 相手方 いすゞ自動車九州株式会社
- (5) 配置先 ストックヤード内(宇久町)

(環境部施設課)

第158号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件

黒島辺地の教員住宅整備事業に伴い、同辺地の総合整備計画を変更するもの

(企画部地域政策課)

第159号議案 市道の認定及び廃止の件

認定28路線、廃止27路線

(土木部土木政策・管理課)

第160号議案 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター一定款の一部変更の件

地方独立行政法人佐世保市総合医療センターが所有する土地及び建物に変更が生じたことに伴い、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により同法人の定款別表を変更するもの

(保健福祉部医療政策課)

3 報告 1件

第15号報告 損害賠償の額の決定に係る市長専決処分報告の件

○損害賠償の額の決定 10件

①市道等の管理瑕疵(3件)

・市道の管理瑕疵(相浦町)	損害賠償額	60,969円
・市道の管理瑕疵(権常寺町)	損害賠償額	18,936円
・公衆用道路の管理瑕疵(松川町)	損害賠償額	66,000円

(以上、土木部土木政策・管理課)

②公用車事故(6件)

・消防局公用車の事故(日宇町)	損害賠償額	81,929円	(消防局中央消防署)
・消防局公用車の事故(東彼杵郡波佐見町)	損害賠償額	95,191円	(消防局東消防署)
・環境部公用車の事故(常盤町)	損害賠償額	210,495円	(環境部廃棄物減量推進課)
・環境部公用車の事故(矢岳町)	損害賠償額	4,813円	

・保健福祉部公用車の事故（吉井町立石）	（環境部クリーン推進課） 損害賠償額 112,320 円
・保健福祉部公用車の事故（稲荷町）	（保健福祉部生活福祉課） 損害賠償額 115,560 円 （保健福祉部生活衛生課）
③印鑑登録業務中の事故（1 件）	
・印鑑破損事故（早岐支所）	損害賠償額 9,000 円 （市民生活部早岐支所）